

日本年金
機構に

国家資格の社会保険労務士が
あなたに代わって

障害年金を 手続きします

障害年金 とは…?

年金は老後の「老齢年金」だけでなく、生活に支障が生じ、認定されると「障害年金」が支給されます。月6～13万円程度。

どんな方が 対象…?

病気やケガで仕事や日常生活に支障がある65歳までの方。障害者手帳がなくてもOK!

どんな症状が 対象…?

うつ病、発達障害、がん、脳梗塞、身体や手足の障害など、ほとんどの病気やケガが対象。

社会保険労務士
年金アドバイザー

とみ どころ まさ ふみ

富所正史



プロフィール

新潟県出身。小学校教員、東京基督教大学職員を経て、2013年社会保険労務士事務所開業。教会、宣教団体、キリスト教事業所を中心に業務を展開。日常生活に支障ある方の障害年金に積極的に取り組んでいる。

社会保険労務士 **アスリート事務所**

〒101-0062

東京都千代田区神田駿河台2-1 お茶の水クリスチャン・センター5F



03-5244-5830

相談無料

お気軽にお電話下さい!

<https://www.sr-tomi.com>

社労士・アスリート・富所



JR御茶ノ水駅から徒歩2分